

平成 23 年 12 月 26 日

「子ども・子育て新システム」基本制度ワーキングチーム（第 18 回）

## 「子ども・子育て新システム」について

～制度設計は給付システムと施設の一体化が前提であり、  
私学助成を継続したままでの制度案には反対～

全国保育協議会

1 全国保育協議会は、「子ども・子育て新システム」について、すべての子どもたちが質の高い保育・幼児期の教育を受けることができる一体改革を実現し、次代の日本を担う子ども・子育て新システムが実現できればとの思いから、基本制度ワーキングチーム等の議論に参画してきた。

2 しかしながら、「子ども・子育てに関する中間とりまとめについて（平成 23 年 7 月 29 日、少子化社会対策会議決定）」以降に明らかになった、私学助成を継続したままで施設類型を固定化する制度案には、下記(1)から(3)をもって反対である。

平成 23 年 12 月 20 日に政府において決定された社会保障・税一体改革素案骨子（社会保障部分）にも示された、「給付システムと施設の一体化」が前提である。

- (1) 私学助成を別枠として整理することは、「子ども・子育て支援に関する財源一元化をもって、包括的に給付とサービスを提供する。」という給付設計の方針に反している。
- (2) 政策課題の柱である待機児童解消が達成できるような仕組みとすべきである。具体的には、中間とりまとめにある「財政措置の一体化等により、満 3 歳未満児の受入れを含め、幼稚園及び保育所等の総合施設（仮称）への移行を促進」とする幼保一体化の実現ができる仕組みとすべきことが基本である。
- (3) 安定財源の確保が不透明ななか、財源一元化も実現しなければ、質の引き上げも不透明となる。

3 子ども・子育て新システムの成案とりまとめに向け、他の事項にあっては次の課題がある。

(1) 子ども・子育て包括交付金（仮称）について

対象となる給付・事業に区分を設けることの是非について、市町村の自由度を高める方向での検討が、子どもに係る給付・事業の一般財源化へ拡大しないようにすべきである。

子ども・子育てに確実に使われる仕組みであることの制度上の担保が必要である。

(2) 市町村の関与について

基本制度案要綱において記載された市町村の責務を明確に法で定めるべきである。

(3) 繰入れ・剰余金の取り扱いについて

子どもに供するため、社会全体（国・地方・事業主・個人）から拠出された財源が、一般の企業活動に流出することは認められない。総合施設（仮称）のみならず、こども園（仮称）における資金の繰り入れ先は、学校・社会福祉事業の範囲に限定し、子どものために使われることを確実にする必要がある。

さらに、初期投資額を事業コストに算定するような取扱いは適当でないだけでなく、公の支配の及ばない団体への公費支出となり、認められるものではない。

(4) 財源確保について

新制度の実施にあたっては、恒久的、安定的な財源を確保することが当然の前提である。

(5) 国における所管のあり方について

推進体制の一元化として、子ども家庭省（仮称）の創設に関するロードマップ（工程表）を明確に示した上で実現をはかるべきである。

- 4 全国保育協議会は、あらためて基本制度案要綱（平成 22 年 6 月 29 日、少子化社会対策会議決定）のめざした方向に沿った制度設計を強く要望する。